

平成 25 年 11 月 14 日

各 位

東京都品川区西五反田二丁目 11 番 8 号
株式会社 学研ホールディングス
代表取締役社長 宮原 博昭

第 8 回募集新株予約権（株式報酬型ストックオプション）発行に関する
取締役会決議公告

平成 25 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、第 8 回募集新株予約権発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

(1) 新株予約権の割当の対象者およびその人数

割当対象者は当社取締役 6 名とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権 1 個につき、当社普通株式 1,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の総数は 136 個とする。

ただし、上記総数は、本取締役会決議日における割当予定数であり、下記

(4)に定める計算式により算定される金銭の額と上記総数との積が 4,000 万円を超える場合、超えない部分に相当する新株予約権の個数（1 個未満の端数は切り捨て）をもって新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

割当日（下記(12)に定める）に、割当日における株価、行使価額等の諸条件を基にブラック・ショールズモデルにより算定した公正価額とする。ただし、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払

込債務を相殺するため、金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してなされる出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額について調整が行われ、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6) 新株予約権を行使することのできる期間

平成25年12月1日から平成55年11月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

割当対象者は、①当社の取締役在任中および取締役退任後1年以内に監査役または執行役員に就任した場合の取締役退任後から当該監査役または執行役員在任中、②当社の取締役を退任した日または取締役退任後1年以内に監査役または執行役員に就任した場合の当該監査役または執行役員を退任した日から6年が経過した後、および③当社の取締役を退任した日または取締役退任後1年以内に監査役または執行役員に就任した場合の当該監査役または執行役員を退任した日から1年が経過する日までの間は、新株予約権を行使することができない。

また、割当対象者は、保有する新株予約権の全部または一部（ただし、新株予約権の個数の整数倍に限るものとする。）を行使することができる。

なお、割当対象者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権取得の条件

当社は、①新株予約権の割当てを受けた者が当社との約定により新株予

約権を行使することができなくなった場合、②新株予約権の割当てを受けた者が当社との約定により新株予約権を行使する資格を喪失した場合、および③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会（会社法の定めにより、株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案が当社の株主総会（会社法の定めにより、株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議）で承認された場合は、新株予約権を無償で取得する。

(10) 新株予約権の譲渡制限

割当対象者は、当社取締役会の承認なくして、新株予約権を他に譲渡することができない。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

上記(9)③による。

(12) 新株予約権の割当日

新株予約権の割当対象者への割当日は、平成 25 年 11 月 29 日とする。

以 上